

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宮城県七ヶ宿町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.4%
全職員	86.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者無し
本庁課長相当職	91.7%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	105.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.1%
31～35年	93.3%
26～30年	—
21～25年	108.0%
16～20年	—
11～15年	113.0%
6～10年	114.1%
1～5年	75.9%

【説明欄】

- 役職段階別の部局長・次長相当職は対象者がいないため、「対象者無し」で記入している。
- 勤続年数別の26～30年及び16～20年は女性職員がいないため、「—」で記入している。
- 毎年の職員採用人数は2人～3人程であり、採用年により男女の割合に片寄りが顕著となることや、前歴換算の違いがあるため勤続年数によってバラつきがでている。
- 育児休業による大幅な減額のある職員は除いている。
- 1～5年については医療職給料表該当職員がいるため割合が低くなっている。
- 31年～35年については扶養手当等支給の関係で割合が低くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。